四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三百九十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　長崎県

二　地域再生計画の名称　日本の最西端ながさきが目指す国際展開プロジェクト～長崎県の輸出拡大戦略～

三　地域再生計画の区域の範囲　長崎県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三百九十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　長崎県

二　地域再生計画の名称　地域の将来を担い支える若者の人材育成支援プロジェクト～奨学金返済アシストと県立大学の充実～

三　地域再生計画の区域の範囲　長崎県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三百九十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　奄美市

二　地域再生計画の名称　働きたい・暮らしたい・子育てしたい離島創生プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　奄美市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第四百号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　杵築市

二　地域再生計画の名称　杵築市チャレンジ人材支援プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　杵築市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第四百一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮崎県

二　地域再生計画の名称　県民と築く「美しい宮崎づくり」推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　宮崎県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第四百二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　奄美市

二　地域再生計画の名称　奄美の自然・文化・人材を活かした観光交流プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　奄美市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第四百三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　垂水市

二　地域再生計画の名称　地域資源を活かした官民連携による人材育成・確保～新たな雇用創出プロジェクト～

三　地域再生計画の区域の範囲　垂水市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第四百四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　奄美市

二　地域再生計画の名称　世界自然遺産登録を見据えた観光受入体制構築プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　奄美市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第四百五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県鹿児島郡十島村

二　地域再生計画の名称　十島村ＰＲプロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　鹿児島県鹿児島郡十島村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第四百六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県大島郡伊仙町

二　地域再生計画の名称　「生涯活躍の町・伊仙町再生計画」

三　地域再生計画の区域の範囲　鹿児島県大島郡伊仙町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）